

高松市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出するとともに、公表するものです。

なお、高松市監査委員 花崎政美は、同法第199条の2の規定により、除斥されています。

平成15年3月31日

高松市監査委員 吉 田 正 己
同 二 川 浩 三
同 野 口 勉

平成14年度財政援助団体監査結果報告について

第1 財団法人高松市水道サービス公社

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
団 体	事 務	
財団法人高松市水道サービス公社	平成13年度に執行した出納 その他の事務および平成14年4月1日から平成14年12月31日までに執行した出納その他の事務	平成15年1月6日から平成15年2月14日まで

(2) 監査の方法

平成13年度および平成14年度に執行した当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体および同団体を所管している水道局経営企画課から関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

(3) 財団法人高松市水道サービス公社（以下「公社」という。）の概要

ア 設置目的

高松市における水道の円滑な普及と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い、もって高松市水道事業の合理的かつ経済的な運営と市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

イ 事務所所在地

高松市勅使町398番地17

ウ 組織（平成15年1月6日現在）

役員は12人で、その内訳は理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事7人および監事2人である。

エ 実施事業

- (ア) 水道事業に関する業務の受託
- (イ) 受水槽の清掃業務
- (ウ) 配水管設備、給水装置の新設改良および修繕工事の受託
- (エ) 家庭下水の修繕工事受託
- (オ) その他公社の目的を達成するために必要な事業

オ 高松市出資額（平成15年1月6日現在）

（単位 円）

基本財産	2,000,000
運用財産	3,000,000
合計	5,000,000

カ 収支の状況等

(ア) 平成13年度財団法人水道サービス公社収支決算報告書

a 収益的収入および支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減
第1款 法人収入	467,393,000	453,759,096	13,633,904
第1項 財産収入	300,000	182,109	117,891
第2項 事業収入	457,526,000	442,981,163	14,544,837
第3項 雑収入	9,567,000	10,595,824	1,028,824

支出

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額
第1款 法人費用	466,779,000	453,544,724	13,234,276
第1項 管理費	305,428,000	300,888,178	4,539,822
第2項 事業費	156,851,000	149,356,141	7,494,859
第3項 諸支出金	4,000,000	3,300,405	699,595
第4項 予備費	500,000	0	500,000

b 資本的支出

支出

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額
第1款 資本的支出	7,930,000	7,474,000	456,000
第1項 資産購入費	7,930,000	7,474,000	456,000

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,474,000円は次のとおり補てんした。

内部留保資金 7,474,000円

(イ) 平成13年度財団法人高松市水道サービス公社損益計算書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位 円)

科 目	金 額	
(収入の部)		
1 財産収入		
(1) 財産収入	182,109	182,109
2 事業収入		
(1) 公益事業収入	267,433,924	
(2) 受託工事収入	167,189,058	
(3) 一般業務収入	8,358,181	442,981,163

3 雑収入		
(1) 雑収入	1,973,431	
(2) 賞与引当金戻入	8,106,639	
(3) 貸倒引当金戻入	515,754	10,595,824
収入の部合計		453,759,096
(支出の部)		
1 管理費		
(1) 人件費	243,089,922	
(2) 需要費	10,612,181	
(3) 減価償却費	5,794,535	
(4) 資産減耗費	338,456	
(5) 納税充当金繰入	12,425,600	
(6) 退職給付引当金繰入	22,400,000	
(7) 賞与引当金繰入	5,460,560	
(8) 貸倒引当金繰入	766,924	300,888,178
2 事業費		
(1) 検針事業費	61,435,562	
(2) 受託事業費	87,920,579	149,356,141
3 諸支出金		
(1) 諸支出金	3,300,405	3,300,405
4 予備費		
(1) 予備費	0	0
支出の部合計		453,544,724
当年度純利益		214,372

(ウ) 平成13年度財団法人高松市水道サービス公社貸借対照表

平成14年3月31日現在

(単位 円)

項 目	金 額	項 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
1 流動資産		1 流動負債	
(1) 現 金	17,360	(1) 未 払 金	16,112,781
(2) 普 通 預 金	43,464,858	(2) 未 払 費 用	26,732,704
(3) 定 期 預 金	202,000,000	(3) 未 払 消 費 税	5,521,600
(4) 未 収 金	83,682,933	(4) 前 受 金	4,338,000
(5) 材 料	15,348,427	(5) 預 り 金	3,165,078
(6) 前 払 金	59,356	(6) 所 得 税 等 預 り 金	2,141,623
(7) 仮 払 金	643,641	(7) 賞 与 引 当 金	5,460,560
(8) 貸 倒 引 当 金	766,924	(8) 納 税 充 当 金	12,425,600
流動資産計	344,449,651	流動負債計	75,897,946
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 有形固定資産		退職給付引当金	179,222,845
ア 備 品	3,277,150	固定負債計	179,222,845
イ 工具および器具	14,349,000	負債の部合計	255,120,791

ウ 機械装置	2,350,000	資 本 の 部	
工 車両運搬具	35,020,540	1 資 本 金	
才 少 額 資 産	1,445,800	(1) 基 本 財 産	2,000,000
減価償却累計額	41,480,683	(2) 運 用 財 産	3,000,000
小 計	14,961,807	資 本 金 計	5,000,000
(2) 無形固定資産		2 剰 余 金	
電話加入権	620,500	(1) 繰越利益剰余金	99,696,795
小 計	620,500	(2) 当年度純利益	214,372
固定資産計	15,582,307	剰 余 金 計	99,911,167
		資 本 の 部 合 計	104,911,167
資産の部合計	360,031,958	負債資本の部合計	360,031,958

(4) 監査の結果

監査の結果，事務についてはおおむね適正に処理されていたが，別記のとおりその一部に改善を要する事項が認められる。所管部局にあっては公社に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに，公社にあっては所管部局の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

当該事項について措置を講じたときは，地方自治法第199条第12項の規定に基づき，その旨を監査委員に通知されたい。

(5) 改善を要する事項

ア 公社との高松市水道事業業務の一部委託契約（以下「総額委託契約」という。）に際して公社から見積書を徴取すべきもの

高松市水道事業会計規程第96条により，契約事務の取扱いについて準用するとしている高松市契約規則（以下「高松市契約規則」という。）第18条第2項では，随意契約による場合においては，なるべく2以上の者から見積書を提出させなければならない，と規定しているが，水道局は，当該契約に際して，公社から見積書を徴取していないので，同規定に基づき，見積書を徴取されたい。

所管部局（水道局経営企画課）

イ 総額委託契約に係る事業計画書および収支予算書の様式を改善すべきもの

総額委託契約書第4条では，「乙（公社）は，委託業務の実施に当

たり，甲（水道局）の示す方針に基づいて事業計画書および収支予算書を作成」することと規定しているが，事業計画書は業務名と計画数量を記載しているだけであり，また，収支予算書は業務ごとの支出予定金額を記載しただけのものになっているので，水道局は，公社に対して，契約書の趣旨に合致した事業計画書および収支予算書を作成するよう指導されたい。

所管部局（水道局経営企画課）

ウ 総額委託契約に係る検収事務を履行すべきもの

高松市契約規則第30条第2項および第5項では，検収員は，契約について検収を行い，検収をしたときは検収調書を作成し，管理者に提出しなければならない，と規定しているが，水道局検収員は総額委託契約に係る検収調書を作成していないので，同規定に基づき検収事務を履行されたい。

所管部局（水道局経営企画課）

エ 総額委託契約に係る委託料の精算処理をすべきもの

総額委託契約書第8条第2項では，「精算残金を生じたときは，速やかにこれを甲（水道局）に返還するものとする。」と規定しているが，契約者双方は契約に係る委託金額実績額を把握していないので，水道局は，公社に対して実績額を把握するよう指導するとともに，同規定に基づき委託料の精算処理をされたい。

所管部局（水道局経営企画課）

オ 会計規程を整備すべきもの

公社は，会計規程を定めていないので，会計処理の原則および手続に関する規程を整備されたい。

監査対象団体（財団法人高松市水道サービス公社）

カ 文書取扱規程を整備すべきもの

公社は，文書取扱規程を定めていないので，文書の管理，備え付けの帳簿等の取扱いに関する規程を整備されたい。

監査対象団体（財団法人高松市水道サービス公社）

キ 職員旅費規程を整備すべきもの

公社は、職員旅費規程を定めていないので、役職員が出張した場合に支給する旅費の算定に関する規程を整備されたい。

監査対象団体（財団法人高松市水道サービス公社）

ク 被服貸与に関する規程を整備すべきもの

公社は、職員に被服を貸与しているが、その貸与規程を定めていないので、貸与する職員の範囲、被服の種類、数量、貸与期間等に関する規程を整備されたい。

監査対象団体（財団法人高松市水道サービス公社）